

別表十七（三の十一）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、措置法令第39条の18第1項《外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等》又は第39条の118第1項《外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等》に規定する個別計算外国法人税額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 内国法人が措置法第66条の9の3第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

この場合において、措置法令第39条の20の7第1項《外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等》において準用する同令第39条の18第1項又は同令第39条の120の7第1項《外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等》において準用する同令第39条の118第1項に規定する個別計算外国法人税額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。